

令和8年度 フォークリフト運転技能講習修了助成事業実施要領

令和8年5月29日
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
滋賀県支部

1. 助成対象者

県内の会員事業所に在籍する従業員（社会保険加入者）が、当該年度にフォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得した者。

但し、当該年度にあっても、県内の会員事業所在籍中にフォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得した者に限る。

2. 予算

25万円

3. 申込要領

様式1「フォークリフト運転技能講習修了助成金交付申請書」及びフォークリフト運転技能講習修了証並びに健康保険証（又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書※）の写しを添付し、陸災防事務局に提出して下さい。

※事業所名略称が記載されていること。また被保険者通知用でも事業主通知用でも構わない。

※健康保険資格確認書は事業所名の記載がないため、不可

※個人情報保護の観点から被保険者番号を黒塗りにすること。

4. 助成金額

3,000円（1会員事業者あたり10名を限度とする。）

5. 申請期間

令和8年5月29日～令和9年2月26日（必着）

※予算の範囲内で申込順に助成します。

フォークリフト運転技能講習修了助成金交付要綱

令和8年5月29日
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
滋賀県支部

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法に定めるフォークリフト運転技能講習を受講し、修了した陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部（以下「陸災防」という。）の会員に対し、フォークリフト運転技能講習の受講促進をはかるため、受講に要した費用の一部を助成金として交付するにあたり、必要な事項を定め、適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、当該年度にフォークリフト運転技能講習を受講し、かつ修了証を取得した県内の会員事業所に在籍する従業員で、既に社会保険に加入している者とする。但し、当該年度にあっても、県内の会員事業所在籍中にフォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得したものに限る。

(助成の交付額)

第3条 会員に対する助成金の交付額は、修了者1名につき3,000円を助成する。ただし、合計費用が3,000円に満たない場合は、実際にかかった費用を全額助成する。これらいずれも従業員（社会保険加入者）1名につき年1回を限度として助成する。ただし、1会員事業者につき10名までとする。

(交付申請)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「フォークリフト運転技能講習修了助成金交付申請書」に必要な書類を添えて陸災防に提出しなければならない。

(交付申請期限)

第5条 前条の助成金交付申請期限は令和8年4月1日から令和9年2月26日（必着）までとする。但し、予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 陸災防は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

2 助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規程を適用する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、理事会をもって決定する。

(付則)

第1条 この要綱は、令和8年5月29日から適用する。

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部 支部長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

Ⓔ

電 話 番 号

※代表者印をご捺印ください

担 当 者 名

フォークリフト運転技能講習修了助成金交付申請書

フォークリフト運転技能講習修了助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

※修了者数×3,000円

1. 内訳

修了者数 _____ 名（別紙修了証写し参照）

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

●フォークリフト運転技能講習修了証（写）

●健康保険証※（写）（又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書※（写））

※事業所名略称が記載されていること。また雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の場合は、被保険者通知用でも事業主通知用でも構わない。

※健康保険資格確認書は事業所名の記載がないため、不可

※個人情報保護の観点から被保険者番号を黒塗りにすること。

●請求書（写）

※教習所に振込みで支払いと申出て、支払いまでに発行を依頼すること。支払いは現金でも可。

●領収証（写）

※健康保険証の資格取得年月日以降に、フォークリフト運転技能講習修了証の交付日であること。